

日 薬 業 発 第 90 号  
令 和 6 年 6 月 4 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会  
会 長 山 本 信 夫  
( 会 長 印 省 略 )

毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

標記について、厚生労働省医薬局長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本通知は、令和6年5月29日に毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和6年政令第196号）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第91号）が公布されたことに関するものです。

本政省令の施行期日は令和6年6月1日となっておりますが、一部の改正規定については公布日から施行となっております。

趣旨をご理解いただき、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

別添

医薬発0529第3号  
令和6年5月29日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省 医薬局長  
( 公 印 省 略 )

毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

標記について、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和6年政令第196号）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第91号）が公布されたことに伴い、別添写しのとおり各都道府県知事等宛てに通知したところですが、貴会におかれましても、会員に対しその周知徹底方御配慮くださいますようお願いいたします。

医薬発0529第1号  
令和6年5月29日各  $\left( \begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$  殿厚生労働省医薬局長  
( 公 印 省 略 )

## 毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和6年政令第196号。以下「改正政令」という。）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第91号。以下「改正省令」という。）が令和6年5月29日に公布されましたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学製品輸出入協会会長及び一般社団法人日本試薬協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

## 記

## 第1 改正政令の内容について

## 1 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。

4-クロロ-2-フルオロ-5-[(R S)-(2, 2, 2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル=5-[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル=エーテル（別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤

## 2 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、1-(3-クロロ-4, 5, 6, 7-テトラヒドロピラゾロ[1, 5-a]ピリジン-2-イル)-5-[(シクロプロピルメチル)アミノ]-1H-ピラゾール-4-カルボニトリル（別名シクロピラニル）及びこれを含有する製剤

(2) 「2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト

(別名ダイアジノン) を含有する製剤。ただし、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト5% (マイクロカプセル製剤にあつては、25%) 以下を含有するものを除く。」のうち、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト (別名ダイアジノン) を、マイクロカプセル製剤として30%以下含有する製剤

### 3 施行期日

令和6年6月1日から施行する。ただし、2については、公布日から施行する。

### 4 経過措置等

(1) 今回新たに劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日(令和6年6月1日)において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和6年8月31日までは、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用しない。また、新たに劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、令和6年8月31日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定は、適用しない。

(2) 今回新たに劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項(毒物又は劇物の表示)、第14条(毒物又は劇物の譲渡手続)、第15条(毒物又は劇物の交付の制限等)、第15条の2(廃棄)、第16条(運搬等についての技術上の基準等)等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

## 第2 改正省令について

1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定した。

4-クロロ-2-フルオロ-5-[(R,S)-(2,2,2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル=5-[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル=エーテル(別名フルペンチオフェノックス)及びこれを含有する製剤

2 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物から除外した。

「2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)を含有する製剤。ただし、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト5% (マイクロカプセル製剤にあつては、25%) 以下を含有するものを除く。」のうち、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)を、マイクロカプセル製剤とし

て30%以下含有する製剤

### 3 施行期日

令和6年6月1日から施行する。ただし、2については、公布日から施行する。

### 第3 その他

- (1) 改正政令及び改正省令の新旧対照表については別添、今般、劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については以下を参考とされたい。

令和5年度第4回薬事・食品衛生審議会薬事分科会資料（資料3 毒物劇物部会について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_36932.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36932.html)

- (2) パブリックコメントにおいて寄せられた意見の概要とそれに対する回答の全体は以下のとおりであるので、適宜参考にされたい。

「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案」に関する意見募集の結果について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495230349&Mode=1>

「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495230350&Mode=1>

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一〇九の二（略）</p> <p>十 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト五%（マイクロカプセル製剤にあつては、三〇%）以下を含有するものを除く。</p> <p>十の二〇二十八の十四（略）</p> <p>二十八の十五 四―クロロ―二―フルオロ―一―（RS）―二・二・二―トリフルオロエチル）スルフィニル〕フェニル〕五―〕（トリフルオロメチル）チオ〕ペンチル〕エーテル（別名フルペンチオフェノツクス）及びこれを含有する製剤</p> <p>二十八の十六（略）</p> <p>二十九〇三十一の三（略）</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)〇三十一（略）</p> <p>(32) 一―（三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ〔一・五―a〕ピリジン―二―イル）―五―〕（シクロプロピルメチル）アミノ〕―H―ピラゾール―四―カルボニトリル（別名シクロピラニル）及びこれを含有する製剤</p> <p>(33)〇一八八（略）</p>	<p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一〇九の二（略）</p> <p>十 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト五%（マイクロカプセル製剤にあつては、二五%）以下を含有するものを除く。</p> <p>十の二〇二十八の十四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十八の十五（略）</p> <p>二十九〇三十一の三（略）</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)〇三十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>(32)〇一八七（略）</p>

2 三十三～百十 (略)

2 三十三～百十 (略)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第九十六号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）別表第二第九十四号及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十号ただし書中「二五％」を「三〇％」に改め、同項中第二十八号の十五を第二十八号の十六とし、第二十八号の十四の次に次の一号を加える。

二十八の十五 四―クロロ―ニ―フルオロ―五―〔R S〕―（二・二・ニ―トリフルオロエチル）スルフィン―ル―フェニル―五―〔トリフルオロメチル〕チオ―ペンチル―エーテル（別名フルベンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（187）とし、（32）から（186）までを（33）から（187）までとし、（31）の次に次のように加える。

（32） 一―（三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ〔一・五―a〕ピリジン―ニ―イル）―五―〔シクロプロピルメチル〕アミノ―一―H―ピラゾール―四―カルボニトリル（別名シクロピラニル）及びこれを含有する製剤

附則

（施行期日）

1 この政令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十号ただし書及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第二十八号の十五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和六年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和六年八月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 武見 敬三

内閣総理大臣 岸田 文雄



○厚生労働省令第九十一号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

第一条 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第一（第四条の二関係） 劇物 一〇の七（略） 十一の八 四一クロロ一二フルオロー 五一〔RS〕一（二・二・二）トリフル ロエチル）スルフィンル）フエニ ル〇五一〔トリフルオロメチル）チオ ペンチル二エーテル（別名フルベンチ オフェノックス）及びこれを含むする 製剤 十一の九・十一の十（略） 十二〇六十七（略）</p>	<p>別表第一（第四条の二関係） 劇物 一〇の七（略） （新設） 十一の八・十一の九（略） 十二〇六十七（略）</p>

第二条 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第一（第四条の二関係） 劇物 一〇の二（略） 五 二一イソプロピル一四一メチルピリ ミジル一六一ジエチルチオホスフエ 一ト（別名ダイアジノン）及びこれを含 有する製剤。ただし、二一イソプロピ ル一四一メチルピリミジル一六一ジエ チルチオホスフエイト五％（マイクロ カプセル製剤にあつては、三〇％）以 下を含むするものを除く。 五の二〇六十七（略）</p>	<p>別表第一（第四条の二関係） 劇物 一〇の二（略） 五 二一イソプロピル一四一メチルピリ ミジル一六一ジエチルチオホスフエ 一ト（別名ダイアジノン）及びこれを含 有する製剤。ただし、二一イソプロピ ル一四一メチルピリミジル一六一ジエ チルチオホスフエイト五％（マイクロ カプセル製剤にあつては、二五％）以 下を含むするものを除く。 五の二〇六十七（略）</p>

附則

この省令は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和六年政令第九十六号）の施行の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。